

令和4年7月6日

堺市議会議長 裏山 正利 様

堺市政務活動費検査員 奥村 裕和
平野 淳一

政務活動費運用指針の見直し案に対する意見について（報告）

標記のことについて、堺市議会政務活動費検査員に関する要綱第2条第2項第1号に基づき、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 政務活動費運用指針の見直し案について

別紙のとおり

2. 意見等について

以下のことから、運用指針において規定されている現行の取扱いを維持されたい。

- 堺市議会政務活動費の交付に関する条例において、政務活動費の収支計算・報告が年度単位で行われることを前提としているため、購入した切手等を翌年度以降に繰り越して使用することは好ましくなく、翌年度に行う政務活動のために必要な切手等は翌年度に交付される政務活動費から支出されるべきと考える。
- 切手等は、汎用性や換金性があるため、郵送することが必要なときに、郵便物を郵便局窓口を持ち込み郵送料を支払うことや、必要な数量の切手等を購入し即時使用されることが望ましいと考える。
- 見直し案のように、切手等を購入した時点を「支出日」とし、使い切れなかった切手等を翌年度に繰り越すことを可能とした場合に、切手等を購入し返還額を少なくすることや、意図的に次年度分の費用を当該年度分として支出することにつながる懸念がある。

令和4年5月6日

政務活動費運用指針の見直しについて（案）

■切手・はがき・レターパックの支払日について

【現行】（運用指針P.19）

（4）切手・はがき・レターパックの購入について

切手・はがき・レターパック（以下「切手等」という。）については、切手等受払簿を作成し、管理します。なお、1回当たりの購入は1万円以内とし、**実際に切手等を使用した時を支払日として整理します。**

ただし、切手等を購入し、即時使用する場合は、切手等を購入した時の領収書をもって整理します。



【改正案】

「購入した時点」で政務活動の支出として計上し、購入後は受払簿をもって整理する。また、**会派が解散した場合又は議員でなくなった場合は、その時点の残数を収支報告書の収入として計上し、精算するものとする。**

（4）切手・はがき・レターパックの購入について

切手・はがき・レターパック（以下「切手等」という。）については、切手等受払簿を作成し、管理します。なお、1回当たりの購入は1万円以内とし、**切手等を購入した時を支払日とし、領収書の添付をもって整理します。なお、会派が解散した場合、又は議員でなくなった場合、残数があれば、その額を収支報告書の収入の部のその他欄に計上しなければなりません。**

ただし、切手等を購入し、即時使用する場合は、切手等受払簿の作成は不要とし、切手等を購入した時の領収書をもって整理します。